

環境省総合環境政策局環境影響評価課御中

環境影響評価制度専門委員会報告（案）に対する意見

〒224-0015 横浜市都筑区牛久保西 3-3-1

東京都市大学環境情報学部

准教授 田中 章

Tel: 045-910-2928

Fax: 045-910-2929

e-mail: tanaka@tcu.ac.jp

HP: <http://www.yc.tcu.ac.jp/~tanaka-semi/index.html>

以下、環境影響評価制度専門委員会報告（案）に対する意見を申し上げます。報告書に沿って、意見を述べています。該当する部分は複数箇所にまたがっていますので、報告案全体に対してということで、特に指定することはしませんでした。

1. 環境アセスメント制度の普及啓発について： 環境アセスメントは「極めて重要な制度」であるが、現状ではほとんどの国民がその名称も知らないのが実態である。同制度の普及・啓発を、環境アセスメント学会の拡充、環境教育での重点事項として取り扱うことなどを盛り込む必要がある。特に、小学校、中学校の教科書に記載することは必要である。
2. 現在のスクリーニングでは、ほとんどの環境に影響を与える行為が漏れている。大幅に規模や種類による要件のハードルを低くすることと、希少生物の生息地や重要な生態系に影響を与えるおそれのある行為はかなり小さな行為まで対象とする（条例アセスで対応でも可）というような方向性が必要。例えば、水田や雑木林などの里山生態系が重要というのであれば、それらに影響を与える行為は大規模事業以外でも対象とすべき。
3. 回避、低減、代償の各定義と優先順位を明確に法で示すこと。現在の「回避・低減」などという表現は意味不明である。回避には事業の全面回避、時間的回避（延期）、空間的回避、部分的回避という種類と優先順位があることを示す必要性がある。代償には多様なものがあると思うが、生態系に対する代償ミティゲーションについては、生物多様性オフセットと世界統一的に呼ばれるようになったこともあり、本法においても明確にその概念を示す必要がある。道路事業などで、貴重植物の移植を代償措置

と呼んでいるなど、明確な定義がないために、環境保全措置が形骸化している。

4. 環境アセスメント関係図書（最低でも方法書、準備書、評価書、およびそれらの各種バージョン）はすべてデータファイル化し、ウェブで公開すべきである。20年以上前とは異なり、そもそも環境コンサルタント会社で作成する際にすでにデータファイルとして作成されている。
5. 戦略的環境アセスメント（SEA）についても、その定義を規定する必要がある。現在、国内でSEAと呼んでいるものは、国際社会ではproject level EIAのうちである。事業アセスでも、複数案検討、ノーアクション検討、累積的影響の検討、道路や鉄道などでの複数ルート検討などを行う。SEAはプログラム、プラン、ポリシーに対するものと、国際社会では一定の定義がある。上記のようなプロジェクトレベルEIAでできることと、SEAでなければならないことを明確にして、現状の日本のEIAと現状の日本で議論されているSEAの間で漏れや抜けがないようにすること。
6. 現状では、環境影響評価法以外でも、様々な事業に対して様々な環境アセスメント的な手続きが規定されている。本来、環境影響評価法および条例において、それらの手続きを統合し、環境アセスメントという概念と手続きを国民にとってわかりやすいものにすることが重要。
7. 複数案の検討、ノーアクション案の検討は義務づける必要性あり。複数案は、ノーアクション案、事業者案、それからその地域のステークホルダーたちの案とするのが基本である。
8. 環境アセスメントはあくまでも環境面（自然環境、生活環境等）からの評価制度であり、そこに経済性、社会性などを一緒にして評価することは間違いである。もし社会性のアセスメントが必要であれば、EIAと同様にSIAを行い、最終的にそれらの結果を総合的に勘案して意志決定すべきである。環境アセスメントの局面では主体、主語がぶれては「環境アセスメント」になりかねない。例えば、サンカノゴイのハビタットが消失するという問題に対しては、サンカノゴイのハビタットがどのように確保できるかということが対応していなければならない、そこに成田空港の社会、経済的ニーズが対応することは間違いである。
9. 風力発電を対象とするのは当然のことであり、他のすべての発電所建設も本法の対象にすべきである。
10. 方法書は住民サイドからすればアセスの最初の段階であり、この周知徹底がその後のアセスのあり方に大きく影響する。まず、方法書の段階は2段階にすべきであり、最初の段階は非常に簡易（A4版10ページ以内程度）なもので情報公開を行い、住民からの意見を聴取する。2段階目は現状のレベル（ただ内容としては思い切ったメリハリが必要）で同様に情報公開と住民意見の聴取を行う。1段階目の方法書は要するに何が環境面で問題になりそうなのか、そのところをメリハリつけて明示することで早い段階からの住民の興味を引くことがポイントである。以上のような方法は確か

に制度的には煩雑すぎるが、閣議決定アセス以来、その本来の意図とは別にかなり形骸化が進んでしまった日本の環境アセスメントの方向性を変えるためには、国民の意見を柔軟に踏まえることが重要であり、ある一定の時期（１０年程度）はこのような方法書のあり方が望まれる。環境アセスメントは「免罪符」、「環境アワセメント」というような偏見を一新することが重要である。

11. 意見書提出について、国の各省庁、都道府県の各部局、政令都市の各部局、市町村、の各部局すべてが等しく意見書を提出できる権利を確保することは重要である。また、それらの意見の調整については、環境アセスメント本来の意図から言えば、調整しないことが重要である。また、国や県でのひとつの主体のまとまった意見提出ということも国民にはわかりにくく、国は各省庁、県は各部局としての意見を明確にし、それぞれを明示する必要がある。何故ならば例えば県知事は、事業者側の長でもあり環境保全側の長でもある。現状ではそれが同一主体の意見として出されるので非常に無理がある。県の開発部局の意見、県の自然保護部局の意見は当然、異なっていて当然である。それらをそのまま国民に提示する必要がある。
12. 事業の許認可へ、環境アセスメントでの審査結果がどのように影響したのか、その内容を明示することは重要である。
13. 環境アセスメントでの審査の内容は、予想される環境への悪影響についてそれぞれ事業者がどのように回避し、最小化し、代償できているか否かをその質と量（程度）についての検証が最大重要事項であるべきである。
14. 前１３項に関連して、そのために環境アセスメントの審議会メンバーは、各環境要素の専門家であるだけでなく、環境アセスメント制度の専門家でもある必要がある。そのためには、環境アセスメント審議会メンバーに対するセミナー等も必要である。
15. 本案中の「生物多様性オフセット」に対する認識に少し間違いがある。まず、「回避」の検討は最初に不可欠であり、これが抜けている。「低減」が最初ではない。また、生物多様性オフセットは「代償ミティゲーション」と同じであり、「効果」や「技術」という個別のものではなく、制度における重要な概念である。
16. 生物多様性オフセットは、生物多様性の損失を代償する有効な手段であるが、最小化する手段ではない。また、本案では「有効な一面もある」とされているが、開発が回避しても最小化しても存続する以上は、代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）は、当該地域の生態系を保全する唯一の最後の手段である。また、このことは多くの国や国際社会で既に認識されていることである。
17. CBDのCOP 10においてPPP原則による生物多様性オフセットのことが表にならないのは、それはすでに世界５０ヶ国以上で制度化されており、今更、それを主要議題にする必要がないからである（COP 9、COP 8では議題だった）。今後はそのような国内制度がない途上国における先進国の開発における生物多様性オフセットが問題になるという観点から、BBOPやGDMにおいて議論されている。また、

B P P原則によるP E Sの一環としても間接的な生物多様性オフセットの必要性がT E E Bなどにおいて議論されている。日本はまず重要な生態系やハビタットに対するノーネットロス政策を規定し、環境アセスメントにおいてはそれを実現する仕組みとして代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）を早急に義務づける必要がある。

18. 生物多様性オフセット（代償ミティゲーション）は、それを義務づけることによって、貴重なハビタットや重要な生態系を破壊するような開発事業が、最初から回避されるという効果こそが重要であるということを認識する必要がある。
19. 生物多様性オフセット（代償ミティゲーション）がうまくゆくかどうかという問題と、制度として回避しても最小化しても残る影響はそのままではダメで何とか代償すべし、というものを規定するということは別問題として考える必要がある。環境アセスメントで、将来の予測が本当にちゃんとできるのか？という技術的、社会的、構造的の問題があるからといって、将来の予測をしない方が良いということはない。何とか現在のところの最善の知見を駆使してちゃんとした予測をしようとするところこそが、環境保全につながる。生物多様性オフセット（代償ミティゲーション）もどうしたらそれがより効果的なものになるのか、という検討を始めるべきである。
20. 日本では、広域的な土地利用計画、S E Aの導入と合わせて、個別対応のオフセットではなく、最初からバンキングの仕組みを導入したらより効果的である。この検討も必要であろう。
21. 評価書等の章立てについて、動植物、生態系というくくりではなく、生態系あるいは生物多様性というくくりにして、その中に、種組成、ハビタットなどがあれば良いのではないだろうか。また、最近では各環境要素ごとに、現状、予測、評価、ミティゲーションが記載されているものも少なくないが、この書き方の方が見やすいことから、これに対する提案も含めて、評価書の章立てに対する改善をお願いしたい。
22. 動植物、生態系の分野において、特にハビタットについての定量評価は義務づけるべきである。生物多様性保全のためには、多様な生物種の多様なハビタットを実質的に、即ち、質的にも空間的にも保全する以外に方法はないのだから。しかしながら空間的に存在しないのに質的なものを云々しても意味がないので、まずは空間的な確保を最優先するためにも、定量評価は不可欠である。動植物、生態系分野における、H E Pなどを用いた空間的定量評価を義務づけるようお願いしたい。
23. 保全すべき動植物種について、H E PにおけるH S Iモデルのような具体的な生存必須条件を定量的にまとめた資料を公表することが重要である。同様に、外来種のような駆除すべき動植物種についてもH S Iモデルが整備されることが重要である。そうすることによって、これらの情報を最初から配慮した開発事業が形成されることは重要である。

以上。